

さいたま市水道料金の減額に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、さいたま市給水条例（平成13年さいたま市条例第278号。以下「条例」という。）第40条第2項及びさいたま市給水条例施行規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第36号。以下「施行規程」という。）第22条第2項から第5項までに規定する水道料金の減額に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減額の申込者及び対象)

第2条 施行規程第22条第3項に規定する減額の申込みは、使用者が行うものとする。

2 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、以下の事由を満たす者から前項の申込みがあったときは、第5条から第8条までに定めるところにより水道料金の減額をすることができる。ただし、減額の申込日以前に遡及適用はしないものとする。

(1) 使用者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号に規定する生活扶助を現に受けている者（以下「生活扶助受給者」という。）である場合

(2) 使用者が、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく生活支援給付を現に受けている者（以下「中国残留邦人等に対する生活支援給付受給者」という。）である場合

(3) 使用者が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当を現に受けている者（以下「児童扶養手当受給者」という。）である場合

(4) 使用者の属する世帯（使用者と世帯を別にする者で、同一の水道を使用する者を含む。）が、市町村民税（以下「個人住民税」という。）が非課税とされている者のみで構成されている世帯（以下「非課税世帯」という。）である場合

(5) その他管理者が特に必要と認めた場合

3 減額の申込みを行う者が複数の水道を使用している場合は、主たる生活を営んでいる水道に係る水道料金に限り減額をするものとする。

(減額の調査及び認定)

第3条 管理者は、月の末日の5日前（さいたま市の休日を定める条例（平

成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)までに減額の申込みがあったときは、必要な調査を行い、同月の末日までに減額認定の可否を決裁するものとする。この場合において、当該決裁の日を減額認定の日とする。

- 2 前項の規定に関わらず、申込みに重大な不備があった場合は、管理者は、再度の申込みを求めることができる。

(共同住宅の取扱い)

第4条 条例第3条第1項に定める用途区分で共同住宅用として認定されている場合は、管理者は、当該共同住宅の居住者を第2条の使用者とみなし、取り扱うことができるものとする。ただし、申込みには、水道料金を取り扱う大家、管理会社、管理組合等の同意を必要とする。

(生活扶助受給者の減額)

第5条 生活扶助受給者に対し、減額する水道料金の額は、1月当たり条例第30条に規定する口径13ミリメートルの基本料金相当額(消費税相当分及び地方消費税相当分を含む。以下同じ。)とする。

- 2 前項に規定する減額は、認定の日の属する月の翌月分からとし、減額の取消しは、減額事由が消滅したことを確認した日の属する月の翌月分からとする。
- 3 使用者は、第1項に規定する減額を受けようとするときは、水道料金減額申込書及び生活扶助受給者である事実を証する書面等を提出するものとする。

(中国残留邦人等に対する生活支援給付受給者の減額)

第6条 中国残留邦人等に対する生活支援給付受給者に対し、減額する水道料金の額は、1月当たり条例第30条に規定する口径13ミリメートルの基本料金相当額とする。

- 2 前項に規定する減額は、認定の日の属する月の翌月分からとし、減額の取消しは、減額事由が消滅したことを確認した日の属する月の翌月分からとする。
- 3 使用者は、第1項に規定する減額を受けようとするときは、水道料金減額申込書及び中国残留邦人等に対する生活支援給付受給者である事実を証する書面等を提出するものとする。

(児童扶養手当受給者の減額)

第7条 児童扶養手当受給者に対し、減額する水道料金の額は、1月当たり条例第30条に規定する口径13ミリメートルの基本料金相当額とする。

2 前項に規定する減額は、認定の日の属する月の翌月分からとし、減額の取消しは、減額事由が消滅したことを確認した日の属する月の翌月分からとする。

3 使用者は、第1項に規定する減額を受けようとするときは、水道料金減額申込書及び児童扶養手当受給者である事実を証する書面等を提出するものとする。ただし、使用者が、減額を継続して受けること及び管理者が児童扶養手当受給者である事実を確認するため、児童扶養手当所管課に児童扶養手当の受給状況を照会し、回答を得ることに対する同意書を提出した場合は、児童扶養手当を受給する間継続して減額を受けることができる。

(非課税世帯の減額)

第8条 非課税世帯に対し、減額する水道料金の額は、1月当たり条例第30条に規定する口径13ミリメートルの基本料金相当額とする。

2 前項に規定する減額は、非課税年度の7月分(認定の日が7月1日以降である場合は、認定の日の属する月の翌月分)から始め、翌年度の6月分で終わるものとする。

3 使用者は、第1項に規定する減額を受けようとするときは、水道料金減額申込書、世帯構成届出書及び世帯構成員全員(被扶養者かつ18歳以下である者を除く。)の個人住民税が非課税である事実を証する書面等を提出するものとする。ただし、前項の減額期間終了に伴い引き続き申し込もうとする場合は、個人住民税が非課税である事実を証する書面等の提出を省略することができる。

附 則

この基準は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成24年2月9日)

この基準は、平成24年3月1日から施行する。

附 則(平成26年9月30日)

この基準は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月17日)

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年10月18日)

この基準は、平成28年11月1日から施行する。